

平成 20 年 9 月 26 日

審議にあたっての要望書

淀川水系流域委員会委員各位

委員 岡田憲夫

9 月 27 日の委員会のご案内をいただきましたが、先約の外せない出張のため、残念ながら欠席せざるをえません。

欠席のため、審議の場で直接意見を申し上げることができませんので、本要望書と意見書(添付)を提出させていただきます。議事を司られる方におかれましては、審議過程で、私から本要望書が提出されたことに触れていただくとともに、該当する審議が行われる場合には、下記の事項について配慮いただきますようお願いいたします。

1. 「淀川水系河川整備計画に関する意見書案」は、現段階ではむしろ、ボランティア的な活動として主導された諸委員の方々による「意見書づくりの(一つの)試論」とみなすべきだと考えます。[注①]
2. 本意見書づくりの過程で、私は PDCA に関する意見に関する箇所について、求められた範囲で素材となるべき意見を提供しました。しかし、残念ながらそれはせめて私の個人の意見としてでも現意見書案には付記されず、除外されてしまっています。[注②,③]
3. 私が素材として提供した意見の末尾では、下記のことを重要なポイントとして述べております。

「特定の理念の押し付けや固執ではなく、それが多様な社会に結果的に受け入れられるかどうかという実証重視が PDCA サイクルの精神である。このことを明記しておく必要がある。この意味では、本委員会のみならず、関係する地域・社会全体でのたゆまない相互学習が不可欠だといえる。」

言い換えれば、PDCA の趣旨に即しても本意見書案は、今後、異なる意見も包含した並立的意見書(複数の試論の束)とならざるをえないというのが、私の立場です。(残念ながら、この見解も含めて、私の意見を付帯的に表明する形式は、現段階では受け入れられていないと判断するしだいです。)この点も含めてぜひ、意見書を最終的に公表するのであれば、このような弾力的で幅のある性格のものにしていきたいと思えます。

4. 私の現段階での PDCA と計画論に関する意見は別添のファイルのとおりです。これは先般、意見書案づくりの素材として提供した意見をベースに少しだけ修正したものです。要はこのような意見が、個人的意見や少数意見としても併記される余地をぜひ設けていただきたいと考えます。

注釈

- ①確かに、このような形で「できるだけ統一できる意見・見解の総体」にされるために費やされた大変な努力とエネルギーと思いの深さについては大いに敬意を払うべきものとして私は個人的に受け止めています。

- ②私は PDCA に関する意見について、そのたたき台を提供するように求められました。海外での調査・出張等もあり、本意見書案づくりにはまったく直接参加することができませんでした。私は、本意見書の合意された趣旨・目的について十分には明確でないと判断しましたが、PDCA については私の専門的見地も含めて表明する必要性と責任を感じましたので、意見書の PDCA に関わる部分のみについては、最低限の協力をさせていただいたつもりです。しかし担当員としてではなく、あくまで、意見提供協力者にとどまることになりました。

- ③私が本意見書案づくりの会議の場に居合わなかったため、あるいは私のほうで適切な連絡ができていなかったため、私にその意思がないとして、(当座の処置として)除外されたのかもしれない。

.